

カウンセリング相談結果確認書

	カウンセリングにおいて説明及び確認する事項	確認欄
1	借入申込予定者本人がカウンセリングを受けに来ていますか。(共同で借入申込予定の場合は、両名とも)	
2	年齢が満60歳以上ですか。60歳未満の場合は借入申込時まで60歳に到達しますか。(共同で借入申込予定の場合は、両名とも)	
3	高齢者向け返済特例制度を利用する理由は妥当ですか。	
4	住宅金融支援機構(以下「機構」という。)の審査で工事内容が融資対象と認められないと着工できないことを承知していますか。	
5	融資承認がなくても、工事完了時の審査に合格しないと融資が実行されないことを承知していますか。	
6	工事完了時の審査に合格しても、すぐに融資が実行されるわけではなく、工事完了時の審査の合格から融資実行まで3か月程度かかる場合もあることを承知していますか。	
7	融資物件及びその敷地に第一順位の抵当権を設定・登記しなければならないこと(機構の抵当権に優先する担保権がないこと)を承知していますか。	
8	本人生存中の毎月の返済は利息だけであることを承知していますか。 また、毎月の利息の返済が滞った場合、住宅の用途を変更した場合等は、生存中であっても元金を一括返済しなければならない場合があることを承知していますか。	
9	本人死亡時には相続人が元金を一括返済しなければならないことを承知していますか。	
10	本人死亡時に、相続人が元金を一括返済できない場合、相続人が元金の一括返済を拒否する場合あるいは相続人がいない場合は抵当権が実行され、その回収金をもって返済に充てられることを承知していますか。	
11	本人死亡の際の通知義務者をあらかじめ決めておく必要があり、通知義務者が自ら申出書を機構及び保証機関に提出する必要があることを承知していますか。	
12	機構に緊急時連絡先を登録しておく必要があることを承知していますか。	
13	60歳以上の親族で同居(予定)の方がいる場合、その方を連帯債務者にしておかないと、本人が亡くなった場合、その方が生存中であっても元金を一括返済しなければならないことを承知していますか。	
14	毎月の返済額の概算額を承知していますか。	
15	長期の返済に耐え得る安定した収入がありますか。	
16	機構の審査で、収入に応じて借入可能な金額に限度があることを承知していますか。	
17	(相続人に負担がかからないよう)元金償還原資は手当済みですか。手当されていない場合は、本人死亡時に相続人が元金を一括返済しなければならないこと又は抵当権が実行され、その回収金をもって返済に充てられることを承知していますか。	
18	機構に借入申込みをする前に、担保評価を受け、保証機関から保証限度額証明書を発行してもらう必要があることを承知していますか。	
19	担保評価の際に、不動産鑑定もしくは価格調査(以下「鑑定等」)を行う場合には費用を要し、鑑定等の結果次第では保証限度額証明書の発行が行われず、その場合でも鑑定等の費用は返還されないことを承知していますか。	
20	相続人の有無	有・無
	【相続人有の場合】・相続人(の内の誰か)に本制度の利用について相談していますか。	Yes・No
	・相続人(の内の誰か)は本制度の利用を承知していますか。	Yes・No
	・相続人(の内の誰か)から本制度の利用を反対されていませんか。	Yes・No

●カウンセリング相談終了後、上記の内容をご確認の上、次の同意欄にお名前を署名してください。(共同で申込まれた方は全員が署名してください。)

【同意欄】カウンセリング相談申込書の記載内容及びカウンセリング相談の内容を、一般財団法人高齢者住宅財団及び住宅金融支援機構に伝えることに、同意します。

署
名

カウンセリング相談終了年月日	平成 年 月 日
カウンセラー氏名	